

指定校変更・区域外就学の手続き方法の追加について

児童生徒の指定校変更・区域外就学につきましては、学校長に通学上の安全を確認していただき、かつ、教育委員会が定める許可基準を満たす場合に許可しています。

現在、保護者は学校長の了解を得た後、茨木市役所に来庁し、教育委員会（学務課）で申請手続きを行っています。

このたび、市民サービス向上を目的にDX（行かなくてもいい市役所）を推進するため、保護者の申請手続き方法に電子及び郵送による手続きを下記の通り追加します。

記

<手続きの流れ及び変更点> _____が変更部分

- ① 保護者が指定校変更・区域外就学を希望する。
（学務課に連絡が入った場合は学校長に申し出るように伝える。）
- ② 保護者が学校長に指定校変更・区域外就学を申し出る。
- ③ 学校長が申出内容を聞き、通学上の安全も含め、許可基準を満たしているかを確認する。学校長が指定校変更・区域外就学について了解したら、保護者に次のいずれかの方法により手続きするよう伝える。

- ・茨木市役所に行き、教育委員会学務課（市役所南館6階）で申請手続きをする
- ・茨木市ホームページのLOGOフォームから電子申請する
- ・茨木市ホームページから「指定校変更・区域外就学申立書」の様式をダウンロードし記入して、学務課に郵送する

- ④ 保護者が来庁し、学務課で指定校変更・区域外就学の申請を行う。または、茨木市ホームページのLOGOフォームから電子申請、もしくは、「指定校変更・区域外就学申立書」の様式をダウンロードし記入して、学務課に郵送する。
- ⑤ 学務課で申請内容が許可基準を満たしていること及び学校長の了解を確認する。
- ⑥ 許可が決定したら、学務課から学校長及び保護者に許可通知書及び通知書を送付する。

<電子及び郵送による申請手続き>

- ① インターネットで「茨木市 指定校変更」や「茨木市 区域外就学」と検索する。
- ② 茨木市ホームページ内の指定校変更・区域外就学に関するページを閲覧する。
- ③ 電子申請の場合
ページにある電子申請システムLOGOフォームから申請する。

郵送申請の場合

ページに掲載している「指定校変更・区域外就学申立書」をダウンロードし
記入後、学務課に郵送する。

<茨木市ホームページ>

就学する小・中学校（指定校）について

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kyoikuiinkaikyoikusoumu/gakumu/menu/nyugaku/shiteiko.html>

ホームページQRコード



申請用QRコード



<運用開始時期>

令和4年11月4日（金）

<問い合わせ先>

茨木市教育委員会
教育総務部 学務課
学事係

電話 072-620-1684(直通)

メール gakumu@city.ibaraki.lg.jp